



市商連・常任理事会

(2024年度・第5回目)

日 時：2024年9月18日(水) 14:00～

場 所：ホテルロイヤルクラシック大阪 7F

【次 第】

1. 開 会
2. あいさつ 千田 理事長
3. 議長選出 規約第14条に基づき理事長が就任
4. 依頼事項
 - (1) 大阪市喫煙所情報提供制度へのご協力について・・・大阪市環境局
 - (2) 大阪市路上喫煙防止にかかるポスター掲示のご協力について・・・大阪市環境局
 - (3) 万博夏ポスターについて・・・・・・・・・・大阪市子ども青少年局
 - (4) 万博グッズについて・・・・・・・・・・JTB 商事 (市商連協賛企業)
5. 情報提供
 - (1) 万博オフィシャルテーマソング CD の配付について・・・大阪商工会議所
 - (2) 商店街シンポジウム・大阪 2024 について・・・・・・・・大阪商工会議所
6. 報告事項
 - (1) 経過と今後の日程について・・・・・・・・・・報告事項 1
 - (2) 女性部教養講座について・・・・・・・・・・報告事項 2
 - (3) 大阪商店街にぎわいキャンペーン応募状況について・・・報告事項 3
 - (4) 第16回大阪市あきないグランプリ応募状況について・・・報告事項 4
7. 議 題
 - (1) 市商連協賛事業「よきこい大阪大会」について・・・・・・・・資料 1
 - (2) 大阪マラソン 2025 公式 AID への協力について・・・・・・・・資料 2
 - (3) 青年部セミナー (大阪市あきない伝道師派遣事業) について・・・・・・・・資料 3
8. 事務連絡
 - (1) 京阪神堺四都商連協議会について (第4回常任理事会にて要請済み)
 - (2) 2024年度10月度(第6回)常任理事会
 - ・日 時：2024年10月16日(水) 14:00～
 - ・場 所：ホテルロイヤルクラシック大阪 7F
 - (3) 配付資料 ビー プラッツ プレス (大阪産業創造館)
9. その他
 - (1) SGA 会ゴルフコンペのお知らせ
10. 閉 会

以上

依頼事項 1

令和6年9月18日

大阪市商店会総連盟各会員 様

大阪市長 横山 英幸

「大阪市喫煙所情報提供登録制度」へのご協力について

平素は、大阪市政にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本市では、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的としまして、健康、防火、防災、まちの美化の観点から、現在、6か所の「路上喫煙禁止地区」を指定し、喫煙者と非喫煙者が共存できる分煙環境の整備等の取組を推進しています。

今般、2025年大阪・関西万博の開催を契機に、「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を改正し、令和7年1月より市内全域で路上喫煙を禁止にする予定としており、それに向けて分煙環境の整備等の取組をさらに進める必要があります。

上記取組を進めるため、現在、本市では大阪市指定喫煙所を市内140か所に整備しているところでございますが、それに加えて、飲食店や商業施設等で事業者の皆様が関係法令（健康増進法や消防法等）を遵守して設置されている喫煙所についても、少しでも多くの喫煙可能な場所として市民に情報提供することを目的としまして、「大阪市喫煙所情報提供登録制度」を創設いたしました。

当制度では、現在利用されている喫煙所の用途（店舗利用者用等）を変更いただく必要はなく、設置されている喫煙所の情報（店舗等の情報含む）を本市ホームページに掲載いたします。さらに、路上喫煙防止指導員等が、路上喫煙者に指導する際に、喫煙できる場所として案内を行うこととしており、事業者の皆様には、申請手続きをいただく以外に、ご負担をおかけする内容ではございません。

つきましては、当制度に登録いただき、本市路上喫煙対策に積極的にご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

〒545-8550

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階

大阪市環境局事業部事業管理課路上喫煙対策担当：村山・北村・長崎

電話：06-6630-3153 FAX：06-6630-3581

Mail：ja0006@city.osaka.lg.jp

申込書

(第1号様式)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

所在地 _____

名 称 _____

ふりがな _____

代表者職・氏名 _____

生年月日 T・S・H 年 月 日 (男・女)

電話番号 _____

FAX _____

E-mail _____

担当者職・氏名 _____

大阪市喫煙所情報提供登録制度申込書

大阪市喫煙所情報提供登録制度実施要綱第4条第2項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

本書に記載する情報について、大阪市のホームページ等に掲載されること及び路上喫煙防止指導員等が喫煙可能な場所として案内することに同意します。

記

1	喫煙所の場所(所在地)	
2	事業所・店舗等の名称	
3	喫煙所の面積	_____ m ² (喫煙ブース等 ・ 店舗全面喫煙可能)
4	たばこの種類	両方可(紙巻き・加熱式たばこ) ・ 加熱式たばこ専用
5	開業時間 (利用可能時間)	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 _____ 時 分 ~ _____ 時 分 その他休業日:
6	喫煙所のみ利用	可 ・ 不可 <small>※上記で「可」を選択いただく場合は、IP等でその旨記載することの同意も含みます。</small>
7	連絡先	

(裏面に確認事項のチェック欄あり)

確認事項

確認されましたら、にチェックを入れて下さい。

大阪市喫煙所情報提供登録制度実施要綱を遵守します。

また、次に掲げる要件をすべて満たしています。

(1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 大阪市税の滞納がないこと。

(3) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

注意 ・暴力団排除のため個人情報や警察に照会することがあります。
・暴力団排除のため団体の役員名簿等の提出を求められることがあります。
・上記に掲げる者に該当する者と大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合は、大阪市が大阪市暴力団排除条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市ホームページ等において、その旨を公表することがあります。

大阪市喫煙所情報提供登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業者（喫煙所の管理権原者である法人又は個人をいう。以下同じ。）が設置した喫煙所の情報提供に関する登録制度（以下「本制度」という。）の実施及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本制度は、大阪市路上喫煙の防止に関する条例（平成19年大阪市条例第54号）第1条の規定に基づき、市内における喫煙可能な場所の情報を広く周知することにより、路上喫煙の防止に資することを目的とする。

(定義)

第3条 本要綱において喫煙所とは、大阪市指定喫煙所指定制度実施要綱（以下「指定要綱」という。）の規定により指定を受けた大阪市指定喫煙所（以下「指定喫煙所」という。）以外のものであって、事業者が関係法令等を遵守して設置した喫煙可能な場所をいうものとする。

(登録)

第4条 市長は、本制度への登録（以下「登録」という。）を希望する事業者を本市ホームページで公募するものとする。

2 登録を希望する事業者は、「大阪市喫煙所情報提供制度登録申込書」（第1号様式。以下「申込書」という。）により、市長に提出するものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する事業者については、登録を行わないものとする。

(1) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

(3) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

(4) いわゆる「総会屋」「暴力団」その他の反社会的団体又は特殊結社団体、これに関連する事業者若しくは個人

(5) 公共機関又は行政機関から悪質な行為等により、指名停止等の行政処分を受けている企業等

(6) 市税を滞納している事業者

(7) 前各号に掲げるもののほか、登録を行うことが不相当であると市長が認める事業者

4 市長は、提出された申込書を確認し、前項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、申込書が提出された日をもって登録を行うものとする。

5 市長は、前項の規定により登録がされた事業者（以下「登録事業者」という。）の喫煙所情報（喫煙所の場所（所在地）、事業所・店舗等の名称、喫煙所の面積、喫煙できるたばこの種類、開業時間（利用可能時間）及び喫煙所のみ利用可否をいう。以下同じ。）を本市ホームページに掲載するとともに、路上喫煙防止指導員等は、喫煙所情報を利用して喫煙可能な場所を案内するものとする。

6 登録事業者に対する謝礼金等の支給は行わないものとする。

(登録の期間)

第5条 事業者の登録の期間は、前条第4項の規定により登録を行った日から、当該日の属する年度の3月末までとする。ただし、登録事業者が第7条第2項に規定する登録取消届を提出しない場合は、登録の期間は、翌年度も自動更新されるものとする。

(登録の変更)

第6条 登録事業者は、申込書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに「大阪市喫煙所情報提供制度登録事項変更届」(第2号様式。以下「変更届」という。)により、市長に提出するものとする。

2 市長は、変更届が提出され、喫煙所情報が変更されたときは、本市ホームページ等に掲載されている喫煙所情報を修正するとともに、路上喫煙防止指導員等は、変更後の喫煙所情報を利用して喫煙可能な場所を案内するものとする。

(登録の取消し)

第7条 市長は、登録事業者が次の各号に該当するときは、登録の期間内であっても、事業者の登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 第4条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき
- (2) 本市の名誉又は信用を失墜、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき
- (3) 倒産、破産等により協力できなくなったとき、又は社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき
- (4) 喫煙所が指定要綱の規定により指定喫煙所として指定されたとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録を取り消す必要があると認めるとき

2 登録事業者は、登録の取消しを希望するときは、「大阪市喫煙所情報提供制度登録取消届」(第3号様式。以下「登録取消届」という。)により、市長に提出するものとする。

3 市長は、第1項の規定により登録を取り消したとき又は登録取消届が提出されたときは、喫煙所情報を本市ホームページ等から削除するとともに、路上喫煙防止指導員等は、喫煙所情報を利用した喫煙可能な場所の案内を終了するものとする。

(紛争解決)

第8条 登録事業者は、喫煙所に関し一切の責任を負うものとする。

2 登録事業者は、本市が喫煙所情報を本市ホームページ等に掲載したこと、喫煙所情報を利用して喫煙可能な場所を案内したこと等により、喫煙所に関し第三者から損害賠償請求等がなされた場合には、登録事業者の責任及び負担において解決するものとする。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

依頼事項 2

令和6年9月18日

大阪市商店会総連盟各会員 様

環境局事業部事業管理課
路上喫煙対策担当課長

大阪市路上喫煙防止にかかるポスター掲示のご協力について（依頼）

平素は、大阪市政にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本市では市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保するとともに、関西万博の開催を契機に、国際観光都市にふさわしい環境美化を推進することを目的としまして路上喫煙の防止に取り組んでおります。

今般、「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を改正し、令和7年1月を目途に市内全域で路上喫煙を禁止していく予定としまして、市民をはじめインパウンド向けにも力を入れて周知啓発を行っているところです。（具体施行日は11月頃に決定する予定です。）

つきましては、具体施行日が決定しましたら、周知用としまして次のとおりポスターを送付いたしますので、各掲示板等に掲示いただきますよう、よろしくお願いいたします。

引き続き、本市路上喫煙対策事業にご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 送付枚数 3枚
- 2 サイズ A2サイズ
- 3 掲示期間 11月頃（予定）～ 出来る限り長期間掲示いただけますと幸いです。

【問い合わせ先】

〒545-8550

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階

大阪市環境局事業部事業管理課路上喫煙対策担当：村山・北村

電話：06-6630-3153 FAX：06-6630-3581

Mail：ja0006@city.osaka.lg.jp

令和6年9月18日

大阪市商店会総連盟 様

こども青少年局
企画部企画課長

「夏パスプレゼント 行こうよ！万博へ！」 ポスター掲示について（依頼）

標題について、本市では次のとおり、大阪市民のこどもたちに、2025年大阪・関西万博開催中の夏休み期間（令和7年7月19日から8月31日）に複数回入場できる夏パスを申請によりプレゼントいたします。

つきましては、本事業を広く周知するため、ポスターを各商店会様宛送付いたしますので、ポスター掲示をお願い申し上げます。

掲示期間や場所等につきましてはお任せいたしますが、ご配慮いただけますと幸いです。

- ・対象者 申請日時点で市内に居住し、令和7年4月1日時点の年齢が4歳から17歳のこども
- ・申請者 こどもの保護者等
- ・申請方法 大阪府の特設サイトから電子申請
- ・受付期間 令和6年9月13日（金）から令和7年8月20日（水）
（郵送の場合は、令和7年8月18日（月）消印有効）
- ・お問合せ先 大阪府万博子ども招待コールセンター
電 話：06-7526-3090（受付時間：平日9：00～18：00、年末年始を除く）
アクセス：06-7526-3091
- ・送付数 各商店会にポスター1枚（B2版）
- ・大阪市HP 【こどもたちに夏パスをプレゼントします!】
2025年大阪・関西万博こども体験事業

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000623278.html>

お忙しいところ恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

担 当：こども青少年局企画部企画課
（高島・西口・山下）
電 話：06-6208-8346
メール：fb0002@city.osaka.lg.jp

2025年大阪・関西万博

大阪市民のこどもたちへ夏バスをプレゼント

行こうよ! 万博へ!



詳しくは
こちら!▶



夏バスの他に、
大観覧1日券が
もらえる場合があります。



OSAKA CITY
大阪府 大阪市

©Expo 2025

～大阪市商店会総連盟の皆様へ～ 万博グッズご販売へのご協力とお願い



JTB 商事は万博グッズの販売を開始いたします。

万博協会（ML0）にてサブライセンサーを取得し自社制作したグッズをはじめとして、その他、様々な万博グッズの取り扱いをしております。

万博機運醸成を図るため、商店会の店舗様へ商品を卸させていただき、売り上げに貢献できましたら幸いです。

1. 商品一覧・・・別紙1（9月10日現在）
2. 販売の流れ・・・別紙2

※販売にご協力いただける商店会様・店舗様には下記までご連絡をいただきましたら、販売に必要な資料一式をご送付致します。

※販売商品の中には事前に万博事務局への販売可否の承認が必要なアイテムがございます。

☆販売のご希望・ご不明な点があればいつでも下記までご連絡ください

株式会社 JTB 商事 法人営業関西チーム 担当：島脇・橋場

〒550-0001 大阪市西区土佐堀1丁目3-7 肥後橋シミズビル5階

TEL:06-6445-5130 FAX:06-6445-5135

※平日 10時～17時（土日祝休み）

yukiko-shimawaki@jtbtrading.jp 担当：島脇

別紙1

商品番号	1	2	3	4	5
商品名	ミyakumiyakuネックリングピロー	2025大阪・関西万博 ネックピロー	ミyakumiyakuサウナハット	ミyakumiyaku天然水 500ml	ミyakumiyaku富士山天然水 500ml
画像					
URL					
ロット	5	5	5	10ケース (240本)	10ケース (240本)
定価 (税別) 販売価格	5,800	4,800	2,800	100	100
卸価格 (税別) 市商連仕入れ価格	4,350	3,600	2,100	67	67

商品番号	6	7	8	9	10
商品名	EXPO2025 トートバッグ ミyakumiyaku ミyakumiyaku	EXPO2025 アクリルスタンド ミyakumiyaku 03	EXPO2025 ピンバッジ ミyakumiyaku	EXPO2025エコバッグ ミyakumiyaku 総柄	EXPO2025 フェイスタオル
画像					
URL					
ロット	5	5	5	5	5
定価 (税別) 販売価格	2,700	1,500	900	3,200	2,100
卸価格 (税別) 市商連仕入れ価格	1,890	1,050	630	2,240	1,470

※ 4. 5の商品以外、別途1か所につき1500円（税別）で送料がかかります。卸価格3万円以上の場合は無償とさせていただきます

<販売の流れ>

